

平成28年1月1日以後に支払う私募債の利子に係る取扱いについて

○ 「**私募債の利子**」はその社債の発行年月日により次の表のとおり取扱いが異なります。

平成28年1月1日以降に支払われる私募債の利子の取扱い ※		
発行年月日	区分	申告税目
平成27年12月31日以前	「特定公社債の利子」	配当割 →利子を受け取る個人の住所地へ申告納入
平成28年1月1日以降	「一般公社債の利子」	利子割 →利子の支払者の営業所等が所在する都道府県へ申告納入

※ 同族会社が発行した私募債の利子については、その発行年月日にかかわらず、「一般公社債の利子」に該当するため、利子割として特別徴収の対象となります。

ただし、同族会社として判定される基礎となった株主等が支払を受けるものは総合課税となり、利子割としての特別徴収の対象外となりますのでご注意ください。

また、令和3年4月1日以降に支払いを受けるべき社債の利子については、同族会社の判定の基礎となった株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払いを受けるものも総合課税となり、利子割としての特別徴収の対象外となりますのでご注意ください。

- **上の表で「特定公社債の利子」に該当するものは、「配当割」で申告納入する必要があります。**
- **「利子割」と「配当割」は申告納入先が異なります。ご注意ください！**

○利子割の申告納入先

※利子割は、利子等の支払を行う営業所等が所在する都道府県に申告納入
＝営業所等がA県内であればA県に申告納入



○配当割の申告納入先

※ 配当割は、特定配当等の支払を受ける個人の住所がある都道府県に申告納入
⇒個人Bに係る配当割 個人Bの住所地であるB県に申告納入
個人Cに係る配当割 個人Cの住所地であるC県に申告納入

